

福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

令和7年5月改定

1. 目的

福島市では、ふるさと納税（寄附金）制度により本市に寄附をいただいた方に対し、感謝の意を伝えるとともに、本市のシティセールスの推進、寄附の促進及び地域特産品のPR、並びに販路拡大による地域経済の活性化等を図り、もって市政の発展に寄与することを目的に、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2. 事業概要（寄附申込から精算までの流れ）

①寄附者から本市に対する寄附の申込

※申込方法は、インターネット（ふるさと納税ポータルサイト）、郵送又はFAX

②ふるさと納税業務運営事業者（以下「運営事業者という」）※1 から協力事業者に返礼品を発注

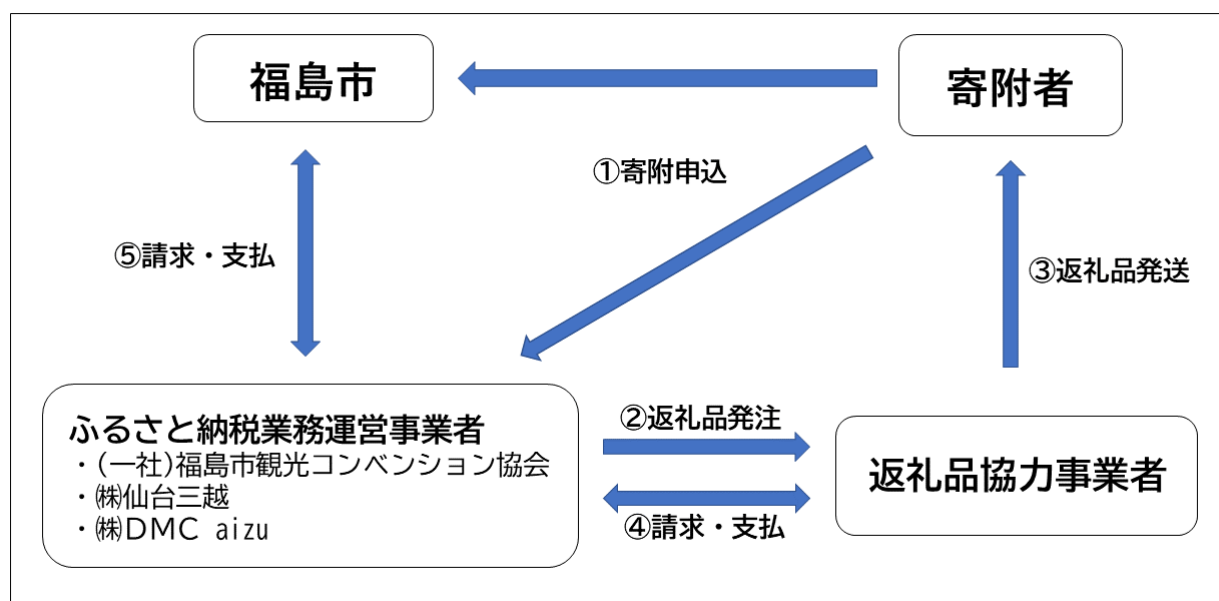
※1「6 ふるさと納税業務運営事業者」に記載の事業者

③協力事業者から寄附者に返礼品を発送

※配送業者は運営事業者が指定

④協力事業者と運営事業者において、代金請求及び支払手続き

⑤運営事業者と福島市において、代金請求及び支払手続き



3. 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。ただし、福島市長が特に認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 各法令を遵守し、生産、製造、加工、仕入れ、販売又は役務の提供等を行っていること。
- (2) 本市に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業主であって、本市の地域振興、観光振興及び物産振興に関する取組について、理解・協力できること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 協力事業者の法人及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団の構成員等でないこと。

- (5) 個人情報の取扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。
 - (6) 返礼品の発送に際して、運営事業者からの発注書の受付体制及び配送期日内での発送作業体制が整っていること。
 - (7) 地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行っていること。また、これに係る調査・確認に応じられること。
 - (8) 自社ホームページ等におけるさと納税ポータルサイトへのリンクバナーの配置や、返礼品の発送の際に市のPR販促物を同梱する等、サイトの特長に合わせ、さと納税の積極的なPRの協力ができること。
- ※ただし、上記の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加をお断りすることがあります。

4. 返礼品の選定基準

返礼品は、次の各号の要件を全て満たすこと。

- (1) 本市の魅力をPRし、イメージアップにつながる商品又は体験・サービスであること。
- (2) 品質や数量において、安定供給が見込めるものであること（ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合は取り扱うこととする）。
- (3) 別表1に示す「地場産品基準表」に示すいずれかの項目に該当すること。
- (4) その他、福島市長が特に認めたもの

5. 返礼品に関する特記事項

返礼品は、協力事業者へのイメージのみならず本市へのイメージにも直結します。本市と協力事業者が一体となってシティセールスを展開するにあたり、下記の点に留意して返礼品の提供にご協力いただきますようお願いいたします。

- (1) 品質管理の徹底
生産・品質管理体制の強化に努めること。食料品にあつては消費期限に十分留意すること。
- (2) 本市のシティセールスへの協力
 - ア 返礼品紹介時又は送付時に、「実・湧・満・彩 福島市」や「古閑裕而のまち 福島市」等、本市が展開するシティセールスのフレーズやロゴマークの積極的な活用を検討すること（※活用する場合は市への申請が必要となります）。
 - イ 運営事業者と連携を図るとともに、返礼品としてのブランド向上に努めること。
- (3) 体験・サービス型返礼品
 - ア 体験型返礼品は、観光・文化及びその他地域資源を活用した本市の魅力を十分に体感できる事業とすること。
 - イ 協力事業者において、体験者が傷害保険等の任意保険に加入することとするなど、最大限の安全に配慮した体験型返礼品とすること。

6. ふるさと納税業務運営事業者

寄附申込の受付管理、ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品登録、返礼品の受発注・配送手配、配送に係るデータの管理・協力事業者への返礼品代精算等に係る業務については、下記の3団体が行います。

- (1) インターネット（「三越伊勢丹ふるさと納税」を除くふるさと納税ポータルサイト）及び郵送、FAXによる寄附について
名称：一般社団法人福島市観光コンベンション協会
住所：福島県福島市五月町10-17 酪農会館303

(2) インターネット（「三越伊勢丹ふるさと納税」）による寄附について

名称：株式会社仙台三越

住所：宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号

(3) インターネット（「ふるさと応援納税」）による寄附について

名称：株式会社DMC a i z u

住所：福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105

7. 申請方法

- (1) 協力事業者の登録をする場合は、「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼変更申請書（第1号様式）」及び「誓約書（第1の2号様式）」に必要事項を記入して運営事業者まで提出してください（運営事業者から本業務のために必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途運営事業者に提出してください）。
- (2) 協力事業者の登録内容を変更する場合は、「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼変更申請書（第1号様式）」に必要事項を記入して運営事業者まで提出してください（運営事業者から本業務のために必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途運営事業者に提出してください）。
- (3) 新規又は追加で返礼品の登録を申請する場合は、「福島市ふるさと納税返礼品登録申請書（第2号様式）」に必要事項を記入して運営事業者まで提出してください。
- (4) 登録している返礼品の名称、量・規格、価格等を変更する場合は、それまで掲載をしていた返礼品の登録を取り下げ、改めて「福島市ふるさと納税返礼品変更申請書（第2号様式）」に必要事項を記入して運営事業者まで提出してください。
- (5) 協力事業者登録の取り下げ又は返礼品の提供の取り下げをする場合は、「福島市ふるさと納税返礼品等（返礼品協力事業者登録・提供）取り下げ書（第4号様式）」に必要事項を記入して運営事業者まで提出してください。
- (6) 上記「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録」及び「福島市ふるさと納税返礼品登録」の決定を受けた以降は、特段の意思表示がない限り、翌4月1日から1年間の自動更新となります。その後も同様となります。

8. 返礼品の登録

- (1) 申請内容等を総合的に判断して、協力事業者及び返礼品を決定し、その結果を市から申請者へ通知します。
- (2) 返礼品の登録に関する具体的な内容（規格・数量・取扱い期間等）は、市及び運営事業者と調整いただきます。

9. 協力事業者登録・返礼品登録等のスケジュールについて

(1) 定例スケジュール

項 目		日程・期限等
協力事業者の 登録・変更 返礼品の登録・変更	申請書の提出期限	①6月1日～6月30日 ②9月1日～9月30日 ③12月1日～12月31日 ④3月1日～3月31日

	市から申請者への通知発送	原則として、上記①から④の各期間の翌月末（総務省への確認が必要なものを除く）。
--	--------------	---

10. 返礼品の配送について

- (1) 協力事業者は、運営事業者が指定する配送業者を利用してください。
- (2) クール便の利用や、重量のある返礼品については宅配ボックスを不可にするなど、協力事業者において返礼品に応じた適切な配送方法を選択してください。
- (3) 出荷期間が到来したものについては遅くとも受注した日から一ヶ月以内には発送を完了してください。なお、出荷期間前に受注したものについては出荷期間到来後一ヶ月以内には発送を完了してください（受注生産で生産に長期間要する場合を除く）。
- (4) 寄附の申込時に、返礼品の配送時間指定や配送先変更、不在期間の連絡があった場合は確実に対応してください。

11. その他の留意事項

- (1) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ずふるさと納税業務運営事業者に報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守してください。
- (4) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- (5) 市は協力事業者に対して、協力事業者登録後も必要に応じて市税等滞納有無の調査や食品返礼品の産地名の適正な表示を確保するための実地調査等を実施します。
- (6) 食品表示法の違反やその他の理由により、寄附者に損害を与えた場合、返礼品協力事業者は賠償の責任を負うこととします。

12. 協力事業者登録及び返礼品登録の取消し条件

以下の場合、本市は返礼品協力事業者登録及び返礼品登録を取り消すことがあります。

- (1) 4に掲げる選定基準に合致しない場合
- (2) 虚偽の申請により登録された場合
- (3) 市税等を滞納した場合
- (4) 総務省より個別に返礼品の見直し要請があった場合
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団）である場合や、役員等が暴力団の構成員であった場合
- (6) 上記のほか、本市が協力事業者として不適切と判断した場合

13. お問い合わせ先

- (1) 協力事業者及び返礼品に関することについて
一般社団法人福島市観光コンベンション協会
住所：福島市五月町10-17 酪農会館303
TEL：024-563-5554

E-mail : furusato@f-kankou.jp

(2) 「三越伊勢丹ふるさと納税」について

株式会社仙台三越

住所：宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号

T E L : 022-221-8362 (営業統括部 新規事業開発)

E-mail : furusato@sendai-mitsukoshi.co.jp (部署共有)

(3) 「ふるさと応援納税」について

株式会社DMC aizu

住所：福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105

T E L : 03-6812-3366

E-mail : sales1@dmc-aizu.co.jp

(4) 市のふるさと納税制度全般について

福島市政策調整課シティセールス推進室 ふるさと納税担当

住所：福島市五老内町3番1号

T E L : 024-525-3708

E-mail : furusato@mail.city.fukushima.fukushima.jp

【別表1】地場産品基準

地場産品 類型	基 準	具体的例示等
1号	福島市内で生産されたものであること。 ※主近隣市町村と混在が避けられないものは4号(本来4号であるのに1号認定の場合は基準違反となる)	福島市内で生産された野菜・果実など(全て福島市産)
2号	福島市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 ※主要な部分か否かは、返礼品に占める当該原材料の重量や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断	〔認められると考えられる例〕 ・福島市で生産された野菜及び果実等を原料に市外で加工・製造したもの 〔認められないと考えられる例示〕 ・製造に用いる牛乳のうち、福島市内で生産された牛乳を約1割使用し、福島市外で製造したアイスクリーム ・スチール缶の原材料となる鉄を福島市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
3号	福島市内で返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 ※主要な部分か否かは、返礼品に占める当該工程の作業比率や付加価値の割合等が半分を超えるか否か等で判断	〔認められると考えられる例〕 ・福島市外で生産された豚肉を市内で調理・加工した豚肉加工品 ・福島市外で生産された原材料を用いて、福島市内の醸造所において醸造した酒 〔認められないと考えられる例〕 ・海外で生産し、福島市内事業者が検品を行っているラジオ ・福島市外で生産されたビールに福島市内団体オリジナルのシールを貼ったもの
4号	福島市内で生産されたものと近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものとが混在する場合にあっては、流通構造上、混在することが避けられない場合であること。	〔認められると考えられる例〕 ・福島市産の米を含むが、複数の団体の区域を管轄する事業所が福島市外で生産された米とブレンドし「福島産米」として出荷している商品 〔認められないと考えられる例〕 ・福島市内で生産されたものと福島市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
5号	福島市の広報の目的で生産された福島市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称、その他の特徴から福島市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	〔認められると考えられる例〕 ・福島市のゆるキャラグッズ ・福島市をPRするためのオリジナルのポストカード ・福島市をホームとするスポーツチームの応援グッズ 〔認められないと考えられる例〕 ・福島市内で操業した事業者が福島市外で生産する即席麺 ・福島市の出身者であるパティシエが福島市外で製造する洋菓子
6号	上記1～5のいずれかに該当する返礼品に附帯するものを合わせて提供する場合においては、当該返礼品等の価値が当該提供されるものの価値全体の7割以上であること。	〔認められると考えられる例〕 ・福島市内で製造されたそばと福島市外で製造されたそばつゆのセットであり、主要な部分が福島市産であるもの。 〔認められないと考えられる例〕 ・福島市外で生産された商品と福島市のPR冊子をセットにしたもの

7号	福島市内で提供される役務、または、これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が福島市に相当程度関連性のあるものであること。 ※関連性の有無は役務の内容を総合的に判断	〔認められると考えられる例〕 ・福島市内の果樹園で行うモモ狩り体験 ・福島市内にある空き家の見回り代行サービス
7号の2 (宿泊)	福島市内に所在する宿泊施設であって、福島県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、福島県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	〔認められると考えられる例〕 ・福島市を訪れて、福島市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポン（福島県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営する宿泊施設） 〔認められないと考えられる例〕 ・フランチャイズチェーン等の方式により、他県に所在する宿泊施設のブランド名を冠する施設の宿泊券
7号の3 (5万円以下の宿泊)	福島市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの。	〔認められると考えられる例〕 ・フランチャイズチェーン等の方式により、他県に所在する宿泊施設のブランド名を冠する施設において、一夜につき一人当たり5万円を超えない宿泊券

福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書 兼 変更申請書

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」7の(1)又は(2)の規定に基づき申請します。また、審査に必要な範囲において、市税納付状況に関する情報等各種調査を行うことに同意します。

所在地	〒 —
事業者名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
代表者住所 ※個人事業主の場合のみ	〒 —
事業者情報	電話： FAX： メールアドレス： ホームページ： ☐ 有 ☐ 無 URL（ ）
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： FAX： メールアドレス：
備考 (変更項目)	

※事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更項目もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

誓約書

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」（以下、募集要項）7の(1)の規定に基づき、次の事項を誓約します。

1. 福島市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書兼変更申請書(第1号様式)の記載事項は、真実に相違ありません。
2. 総務省が規定する地場産品基準（以下、制度）ならびに募集要項の協力事業者及び返礼品選定基準の登録要件を全て満たしています。
3. 新規登録時及び制度改正後に、上記登録要件に適合しないと判断され、不承認となっても異議を申し立てません。
4. 返礼品の地場産品基準や提供する返礼品に対して適用される各種法令（食品表示法、食品衛生法、製造物責任法、酒税法、著作権法、計量法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護法等その他関係法令）に定める規定を遵守するとともに、遵守すべき事項が記載された書類（電磁的記録も含む）を整備し、協力事業者の登録がある限り保存します。
5. 寄附者情報の取り扱いにあたり、情報が流出することがないように、個人情報は適正に管理します。万が一、個人情報の流出事案が発生した場合、福島市へすみやかに報告します。
6. 法令遵守を確認するため、福島市より実地調査の依頼があった場合は、すみやかに応じます。
7. 以下の問題が発生した場合は、当方が一切の責任を負います。
 - (1) 返礼品の欠陥が原因で被害が発生した場合
 - (2) 返礼品に関して寄附者から苦情等があり、苦情等の原因が当方や返礼品に起因する場合
 - (3) 法令違反により寄附者等に損害を与えた場合
8. 以下について、損害賠償の請求はいたしません。
 - (1) 福島市がふるさと納税対象自治体の指定取消しを受けた場合
 - (2) 取引中止等の措置を講じた際に損失が発生した場合
9. 自社ホームページや SNS などの情報発信媒体にて、ふるさと納税受付サイトのバナー掲載や情報発信など、福島市ふるさと納税の PR に努めます。

【以下、発送を伴う協力事業者の場合】

10. 返礼品の発送にあたり、募集要項及び福島市の指示に従います。
11. 返礼品を生産、製造し発送する場合、安定的な生産、製造体制及び適正な品質管理を行い、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。
12. 返礼品を仕入れ発送する場合、適正な品質及び在庫管理を行い、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。

令和 年 月 日

福島市長

（ふるさと納税業務運営事業者 経由）

《事業者区分》

- ☐ 発送を伴う協力事業者
☐ 発送を伴わない協力事業者

所在地

事業者名

代表者氏名

印

福島市ふるさと納税返礼品登録申請書

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

(申請者) 〒
所在地
事業者名
代表者名
担当者名
電話番号

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」7の(3)に基づき、次の商品(サービス)を返礼品として申請します。

【必須項目】

フリガナ	
返礼品名	(No. ※事務局記載欄)
地場産品基準	号 ※募集要項【別表1】の該当項目番号を記入してください。当てはまらない場合はお申込できません。
返礼品提供価格	円 ※消費税や梱包資材等含む (寄付金額 円 ※事務局記載欄)
返礼品発送期間	☐ 通年 ☐ 期間限定 (年 月 ~ 年 月)
発送可能数量	☐ 無制限 ☐ 数量限定 () ※単位も記入
返礼品説明文	
キャッチコピー	返礼品のアピールポイントを簡潔に(最大全角40文字)
内容量(総個数・総重量・総容量)	※総個数・総重量・総容量、いずれか必須
消費期限・有効期限	
リードタイム	日 ※発注から発送までにかかる日数
画像	申請書とは別に提出(JPG, PNG)

☐ 返礼品は、地場産品基準3号で申請します。
☐ 返礼品は、発送します。
☐ 返礼品は、食品です。（農畜産物及び水産物も含む）
☐ 返礼品は、加工食品です。

地場産品基準の 補足説明	※市内・市外で行われている工程（加工・製造）の詳細を記入
-------------------------	-------------------------------------

発送温度帯	☐ 常温 ☐ 冷蔵 ☐ 冷凍
梱包サイズ	タテ cm × ヨコ cm × 高さ cm ☐ 60 ☐ 80 ☐ 100 ☐ 120 (送料 円※事務局記載欄) ※規格外の場合は、事前相談ください。
配達不可地域	※沖縄県・離島以外で追加したい地域を記入 沖縄県・離島

アレルギー表示	☐ なし ☐ あり（ ）
※食品の場合必須	※特定原材料（推奨表示含む28品目）があれば全て記入

原材料表示 ※加工食品の場合必須	※画像での提供も可
--------------------------------	------------------

参考URL	※WEB販売ページあれば記入
サジェストワード	※検索窓にキーワードを入力した際に自動的に表示される候補キーワード
認証制度	※取得した認証制度があれば記入
注意事項	
備考	

福島市ふるさと納税返礼品変更申請書

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

(申請者) 干

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

電話番号

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」 7の(4)の規定に基づき、次の返礼品の変更を申請します。

返礼品名	(No. ※事務局記載欄)
変更項目	☐ 返礼品の名称 ☐ 返礼品提供価格 ☐ 返礼品の内容 ☐ その他（ ）
変更内容 ※変更項目に応じて記入	
変更理由	
画像	申請書とは別に提出（JPG, PNG） ※外形に変更がある場合のみ
その他	

※現在登録中の返礼品の変更申請書です。現在登録中の返礼品を別の返礼品に変更する場合は、取り下げ報告書（第4号様式）及び登録申請書（第2号様式）をご提出ください。

福島市ふるさと納税返礼品等（返礼品協力事業者登録・提供）取り下げ書

令和 年 月 日

あて先) 福島市長

(申請者) 〒 _____
所在地 _____
事業所名 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
F A X _____
E-mail _____

「福島市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」7の(5)の規定に基づき、下記のとおり(返礼品協力事業者登録・返礼品登録)を取り下げます。なお、取り下げに当たっては、当該日以前に寄附者から希望のあった返礼品等には対応します。

記

- 1 返礼品協力事業者登録の取り下げ（現在返礼品登録している全ての返礼品等の取扱廃止）
 【登録抹消予定日 令和 年 月 日】

理由

- 2 返礼品登録の取り下げ（現在登録している返礼品等の全部又は一部の取扱廃止）

1	価格(円) 返礼品等(セット)の名称()	【登録抹消予定日 令和 年 月 日】
2	価格(円) 返礼品等(セット)の名称()	【登録抹消予定日 令和 年 月 日】
3	価格(円) 返礼品等(セット)の名称()	【登録抹消予定日 令和 年 月 日】
理由		

※欄が足りない場合は、同内容を別紙に記載してください。